

佐藤 郁美 (42期)

●Ikumi Sato
当会副会長

第二東京弁護士会では、市民に開かれた、親しみやすい弁護士会を目指して諸種の活動を行っています。その一環として、当会の活動をご理解いただくとともに、当会の活動に市民の皆様の意見を反映するため、平成16年より、年3～4回市民会議を開催しています。平成29年度第1回目となる市民会議（平成29年8月3日開催）では、「懲戒請求制度の実情について」と、「遠隔会議システムの整備について」のテーマで意見交換を行いました。いずれのテーマについても市民会議の委員の皆様から有意義なご意見をいただきましたので、この場を借りてご報告させていただきます。

1 懲戒請求制度の実情について

弁護士会には懲戒制度があり、懲戒制度は弁護士自治と密接に結びついていますので、弁護士の懲戒請求は「何人も」申し立てることができることと定められています。このため、懲戒請求は、手数料無料で、かつ簡潔な内容の請求書を提出すれば申し立てることができるよう運用されています。

ところが最近、このような懲戒制度を濫用するケースが目立って参りました。先日には、日弁連が発出したある声明文に対して、異なる意見を有する団体が、インターネット等を通じて日弁連役員等の弁護士らに対する懲戒請求を呼びかける、ということがありました。これに応じて申し立てられた懲戒請求者の数は、当会に所属する弁護士（4名）に対してだ

けでも、789人にもものぼりました。また、当該団体が関係すると思われるサイト上では、これら懲戒請求の進行状況や各弁護士会の対応にかかる報告が逐次アップされており、これらのサイト上の情報からだけでも、当該懲戒請求は、弁護士と弁護士会を困らせることを目的とした請求であることが明らかでした。

前述のとおり、弁護士会の懲戒制度は可能な限り簡単に懲戒請求ができるように設計されています。他方、懲戒請求が申し立てられた場合の弁護士会内での手続はかなり厳格です。当会では、まず、当会会員に対する懲戒請求が申し立てられると、当該懲戒請求者個人に対して懲戒請求の調査を開始した旨の通知書を発送します。その後、綱紀委員会において調査がなされ、綱紀委員会が作成した議決書および当会の決定書を当該懲戒請求者個人に配達証明付郵便で郵送します。郵送料は当会の負担で、上記のケースでは、789人が懲戒請求を行っているので合計で約70万円となります。また、これにかかる担当職員の事務作業も相当な負担となりますし、さらに、懲戒請求された弁護士も、懲戒請求に対する弁明書の提出等の懲戒手続上の対応のほか、懲戒手続が終了するまで登録換または登録取消の請求をすることができないという制限を受けます。

そこで、市民会議では、上記のような明らかに懲戒請求の濫用と認められる懲戒請求に対して、当会が採るべき対応についてご意見をおうかがいいたしました。具体的には、(1) 懲戒請求の「何人も」との要件を現状よりも緩和する方向での運用の是非と (2) 濫用事案の懲戒請求者に対する懲戒制度外での対応の2点です。

上記(1)について、市民会議では、意見が異なるという理由のみでネットでたたく人もいたので、懲戒請求者には、本人であることを確認できる書類の提出を求めるか、または郵送料を負担してもらうことを検討してもよいのではないか、というご意見もいただきましたが、多くのご意見は、広く一般の人たちの意見を拾っていくことは重要であるから、現行の運用のままがいいのではないかと、いうものでした。他方、上記(2)については、弁護士会としても濫用案件を放置するのではなく、損害賠償請求や業務妨害等が成立するのであれば訴訟を提起するなどして濫用は許さないという姿勢を公に示していくべきというご意見が多数でした。また、面倒でも、濫用案件については、当会のホームページやTwitter等で逐次反論するなどしていかないと濫用案件はどんどん増えていく、という実体験に基づいたご意見もいただきました。

本市民会議では、弁護士会のあるべき懲戒制度に関して委員の皆様から活発なご意見をいただくことができ、また、弁護士の信頼を確保すべく懲戒制度を適切に機能させるためには、制度を運用する側の不断の努力と検討が必要だということを再認識させていただきました。

2 遠隔会議システムの整備について

次の市民会議のテーマは遠隔会議システムの整備でした。当会では、①人権を守る、②市民サービス、③意見表明、④後進育成、⑤弁護士の研鑽・支援、⑥弁護士の指導・監督の6つの事業を行っております。これらの事業の主な担い手は、当会会員より構成される委員会となりますので、一人でも多くの会員が参加しやすい委員会としていくことは、当会執行部の重要な責務となっております。そこで、まず当会内において、遠隔会議システム(Web会議システム)を整備していくことを検討しており、このため、市民会議において、Web会議を行うにあたってのアドバイスをいただくことにいたしました。

Web会議システムについては、ほとんどの

市民会議の委員の皆様は組織内で既に導入済みであり、積極的に利用されているようでした。Web会議を導入することにより、移動の時間を削減することができ、効率よく仕事をできた例として、本日は、午前中に自宅で2つのWeb会議に参加して、夏休み中の子どもに昼食を食べさせて、この市民会議に出席しています、という活用例もご紹介いただきました。

Web会議はパソコンやスマートフォンがあれば自宅でもどこでも参加できるというメリットがある反面、顔が見える会議とは異なり、内職をしてしまい会議に集中しないという状況になりやすいとのデメリットについてもアドバイスをいただきました。特に、会議中に雑談が始まると、遠隔での参加者はこれに参加しにくくなるので、Web参加者のいる会議ではしゃべりたいことをまとめて短く話す、資料は事前に目を通しておく、といった会議運用のルールをきちんと定めておく必要があるとのことでした。また、昨今、企業側でも働き方改革の中でテレワークが推進されていることから、今後、弁護士も顧客との会議をWeb会議で行うということが一般化するので、これに慣れておく必要があるのではないかと、いうご指摘もいただきました。

市民会議では、体験に基づいた様々なアドバイスをいただき、大変参考になりました。最後に、まとめとして、市民会議の委員長の以下の発言をご紹介します。

『今、世の中の的には、働き方改革といったものがいわれていて、弁護士の先生方も、多様な働き方をしていく必要があると思います。そのためにも、弁護士会としても、遠隔会議システムをどんどん取り入れて、多様な働き方をサポートしていく必要があるのではないのでしょうか。』

お忙しい中、市民会議にご参加いただいた委員の皆様、貴重なご意見・親身なアドバイス、ありがとうございました。 